

委任状についての注意事項

※本人作成でない委任状による申請は、私文書偽造等の罪に問われる場合があります。

※記入内容や持参した必要書類などに不備がある場合、手続きができない場合があります。

※窓口にて、受任者の身分を必ず確認します。身分証明書の携帯をお願いします。

(身分証明書の例:自動車運転免許証、マイナンバーカード等)

※申請者(委任者)については、本人による下記のいずれかの記載が必要となります。

(1) 申請者(委任者)の署名

(2) 申請者(委任者)の記名 + 申請者(委任者)の押印